

令和7年7月1日

税理士法人 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

防衛特別法人税の創設

令和7年度税制改正

令和7年度税制改正により、「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」が改正され、防衛特別法人税が創設されました。

【制度の概要】

(1) 納税義務者

防衛特別法人税の納税義務者は、各事業年度の所得に対する法人税を課される法人とされています。

(2) 課税事業年度

防衛特別法人税の課税対象となる事業年度は、法人の令和8年4月1日以後に開始する各事業年度とされています。

(3) 基準法人税

防衛特別法人税の基準法人税額は、法人税の課税標準額である各事業年度の所得金額につき計算した法人税の額とされています。

(4) 課税標準

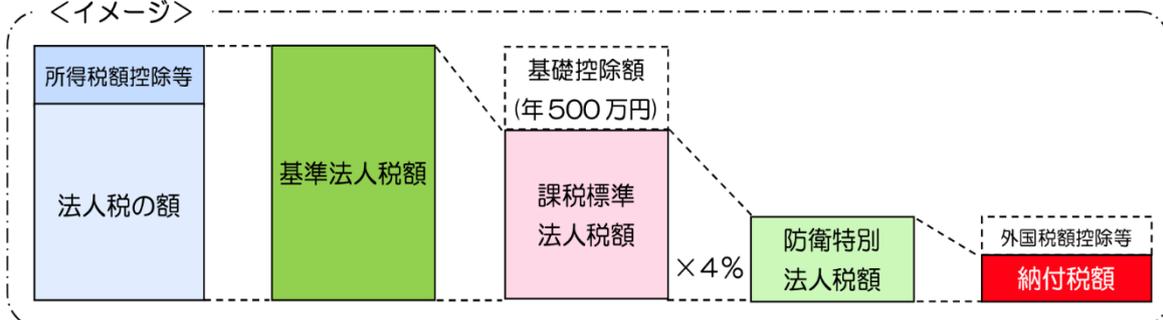
防衛特別法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とされており、各事業年度の基準法人税から年500万円の基礎控除額を控除した金額となります。

(5) 税額の計算

防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に4%の税率を乗じた金額となります。

なお、法人税及び地方法人税において外国税額控除等の適用を受ける場合で、法人税の額及び地方法人税の額から控除しきれない金額があるときは、防衛特別法人税においても外国税額控除等の適用を受けることができます。

<イメージ>



(国税庁ホームページより)

防衛特別法人税が課される目安として、中小法人であれば、所得金額が2,400万円を超えるあたりから基準法人税が500万円以上となりますので注意が必要です。